

いじめ防止基本方針

姫路市立香呂小学校

令和6年（2024年）4月

姫路市立香呂小学校いじめ防止基本方針

1 学校の方針

本校は、香寺中学校ブロックでの小中一貫教育を推し進め、校区共通の教育目標である「生きる力を育み、自律した児童・生徒の育成」を目指している。心身ともに健康で、幅広い知識と教養や豊かな情操と道徳心を身に付けさせるため、確かな学力、豊かな心、健やかな体の「生きる力」をバランスよく育てることを目指し教育活動を展開している。

本校のめざす教育活動を達成するためには、学校が児童にとって、いじめのない安全安心な学びの場となることが重要となってくる。

そのために、兵庫県及び姫路市が策定した「いじめ防止基本方針」に基づいた指導体制を整備し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「学校いじめ防止基本方針」を策定する。香呂小学校では、すべての教職員がこの基本方針に則り、児童が安心して生き生きと学ぶことができる学校環境を整えるものとする。

2 基本的な考え方

本校は、神崎郡香寺町立香呂小学校として昭和 50 年代には児童数 1,000 名を超える大規模校であったが、昭和 56 年、校区南部に香呂南小学校が新設された。また、平成 18 年 3 月の姫路市との合併で姫路市立香呂小学校となった。校区は、香寺町の商工・文化の中心であり、校区住民の教育に対する期待と関心は高いものがある。

本校では、学校支援者との連携促進に努め、地域に根ざした特色ある教育活動を推進している。読書ボランティアによる「朝の読書」、営農組合との協力による田植え、稲刈り、大豆づくり、さつまいもづくり、JA との協力による豆腐づくり、校区にある玩具博物館、民俗資料館での学習、自治会との協力による「みんなのため池教室」等、積極的に地域連携、地域交流を進める教育活動を行っている。

このような落ち着いた学習環境にある本校で、学校・家庭・地域が連携協力していじめの問題の克服に向けた取り組みを進めることは大変重要である。

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むものではなく、学校が一丸となって組織的に対応するとともに、関係機関や地域の力も積極的に活用することが必要である。

以上のような考え方のもと、本校ではすべての教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、すべての児童がいじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるよう日々の教育活動に取り組んでいく。

本校では、「やさしく、思いやりのある香呂っ子」の育成を目指し、家庭や地域社会との連携のもと、いじめ問題の克服に向けた取組を以下の指導体制のもと、包括的に推進する。

いじめの定義

「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法・第 2 条（以下「法」）に「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身に苦痛を感じているもの」と定義されている。

いじめの理解及び定義の補足

- ・いじめの構造については、加害・被害児童だけでなく、観衆・傍観者になっている児童にも、いじめが自分たちの問題であるという認識を持たせ、協力して事態改善を目指す姿勢を育てる必要がある。
- ・いじめ事案の判断・対応については、組織的に行い、事後についても情報共有を随時行っていく。いじめの判断については、定義に基づき行われるが、児童間の普段の人間関係を考慮したり、けんかやふざけあいであっても児童の感じる被害性に着目したりする等、いじめに該当するか否かについては多面的に判断する。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合があることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察する等して確認しなければならない。
- ・いじめの解消については、行為が止んでいる状態が少なくとも 3 か月継続すること、心身の苦痛を感じていないことが本人及び保護者から確認できていることを基準とする。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

【別紙1 校内指導体制及び関係機関】

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

【別紙2 チェックリスト】

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じていじめ防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめ防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

【別紙3 年間指導計画】

(3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

【別紙4 組織的対応】

4 重大事態

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける児童の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、事案により校長が判断する。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、校長が判断し、適切かつ真摯に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司や主任児童委員等を加えた組織で調査し、事態の解決に当たる。

なお、事案によっては、市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

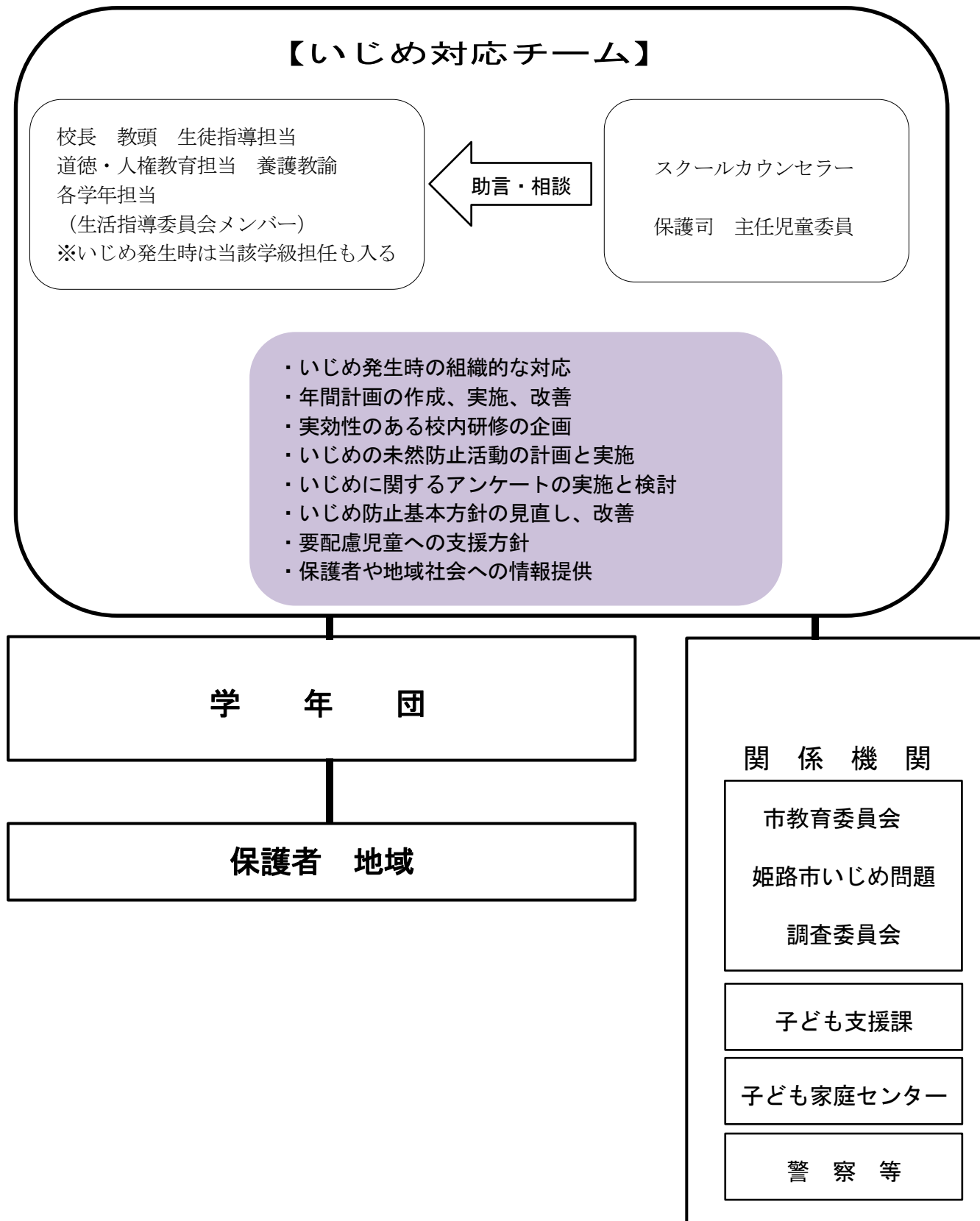
5 その他の事項

保護者・地域から愛され信頼される学校をめざしている本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページ等で公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、あらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。本方針の見直しに際し、学校全体でいじめ防止等に取り組む観点から、児童の意見を取り入れるなど、いじめ防止についての児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、取組状況を学校評価に位置づけ、保護者・地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

校内指導体制及び関係機関

- いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、いじめの防止等のための組織である「いじめ対応チーム」を設置し、総合的ないじめ対策を推進する。
- 「いじめ対応チーム」は、いじめの未然防止という観点から日常的な取組を組織的・計画的に進める。また、いじめが認知されたときは、関係機関との連携のもと、迅速かつ適切に対応し、その解決を図る。



チェックリスト

〈教室等〉

- 1 朝、靴箱の靴が乱雑である。また、靴箱に靴が見当たらない。
- 2 掲示物が破れている。黒板や机に落書きがある。
- 3 教室や廊下にごみが多く落ちている。
- 4 机が乱れている。特定の児童の机が離れていたり、中の持ち物が外に出ていたりしている。

〈集団〉

- 5 グループ分けをすると特定の児童だけが残っている。
- 6 班活動をすると特定の児童だけ活動を制限されたり阻害されたりしている。
- 7 些細なことで特定の児童を冷やかしたりする風潮がある。
- 8 特定の児童に気を使っている雰囲気がある。
- 9 クラスやグループの中で周囲の者の顔色をうかがっている児童がいる。
- 10 授業中に、特定の児童に冗談めいた声をかけたり物を投げたりしている。

〈いじめられている児童〉

- 11 休み時間一人でいることが多い。
- 12 遅刻や欠席、早退が増えてきている。
- 13 体調不良を訴えて保健室に行きたがる。
- 14 他の児童からの悪口や攻撃に対して、何もしないで愛想笑いをしている。
- 15 人と話すとき視線を合わせようとせず、ふだんから目立たないようにしている。
- 16 いじめアンケートの記述欄に多くの記述をする。
- 17 いじめアンケートを提出しない。
- 18 教職員の近くに寄って来たり、話しかけようとしたりして離れようとしめない。
- 19 持ち物や机に落書きなどのいたづらをされる。また、壊されたり隠されたりする。
- 20 靴を違う靴箱に入れられたり隠されたりする。
- 21 給食のおかずを取られたり、無理やり入れられたりする。
- 22 発言すると冷やかされたりからかわれたりする。
- 23 一人だけで掃除をしていたり、ゴミ捨てなどいつも特定の仕事をさせられたりしている。
- 24 服が不自然に汚れていたり、ボタンがとれていたり、破れていたりする。
- 25 身体に傷やあざがある。
- 26 学校にお金を持ってくる。
- 27 けがをすることが多く、その状況と本人の言う理由が一致しない。

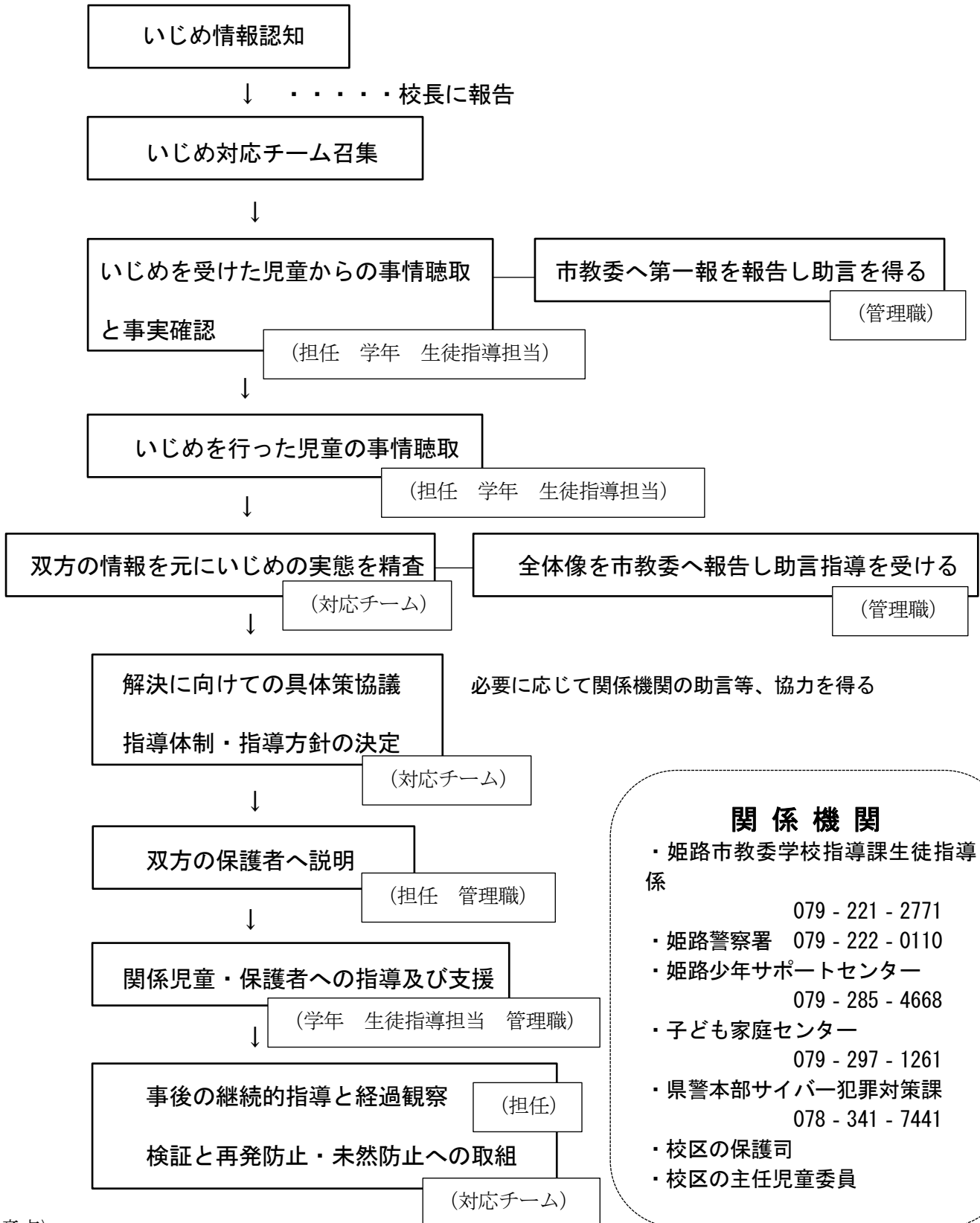
〈いじめている児童〉

- 28 教職員によって言動や態度を変える。
- 29 教職員の指導を素直に受け取れない。
- 30 グループで行動し、他の児童を威嚇したり、指示をしたりする。
- 31 特定の児童だけに強い仲間意識を持っている。
- 32 躊躇なく人の物を使ったり、とりあげたりする。
- 33 他の児童に乱雑な言葉を使う。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議・研修等	<p>いじめ対応チーム会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間計画立案 ・職員研修会 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもを語る会 ・生活指導委員会 ・要支援児童及び欠席しがちな児童への対応協議 	<p>学校評議員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校の現状説明と評議員の助言 ・子どもを語る会 ・生活指導委員会 ・要支援児童及び欠席しがちな児童への対応協議 	<p>いじめ対応チーム会議</p> <ul style="list-style-type: none"> 1学期の総括と夏季休業中の取組 ・子どもを語る会 ・要支援児童及び欠席しがちな児童への対応協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・小中合同カウンセリングマインド研修 ・特別支援教育研修 ・いじめ対応マニュアル等を活用した校内研修 ・ライフスキル教育研修に参加 	<p>いじめ対応チーム会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報共有 ・2、3学期の計画 ・要支援児童及び欠席しがちな児童への対応協議
取組 未然防止に向けた	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者向け啓発 ・学級づくり ・人間関係づくり ・読み聞かせ ・スクールカウンセラーによる教育相談日設定 ・全校集会 ・ライフスキル教育 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級づくり ・人間関係づくり ・香呂っ子タイム ・香呂っ子集会 ・読み聞かせ ・スクールカウンセラーによる教育相談日設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・人間関係づくり ・香呂っ子タイム ・香呂っ子集会 ・読み聞かせ ・スクールカウンセラーによる教育相談日設定 ・全校集会 	<ul style="list-style-type: none"> ・香呂っ子タイム ・香呂っ子集会 ・読み聞かせ ・スクールカウンセラーによる教育相談日設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業中の人権作文等の課題 ・香寺中ブロック人権ポスター標語展 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級づくり ・人間関係づくり ・香呂っ子タイム ・香呂っ子集会 ・読み聞かせ ・スクールカウンセラーによる教育相談日設定 ・ライフスキル教育
取組 早期発見に向けた	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーによる教育相談（火曜日） 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級懇談会 ・スクールカウンセラーによる教育相談（火曜日） 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめに関するアンケート調査 ・アンケートに基づく個人面談 ・スクールカウンセラーによる教育相談（火曜日） 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者個別懇談 ・スクールカウンセラーによる教育相談（火曜日） 	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業中の教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーによる教育相談（火曜日）

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議・研修等	<p>学校評議員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校の現状説明と評議員の助言 ・子どもを語る会 ・生活指導委員会 ・要支援児童及び欠席しがちな児童への対応協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活指導委員会 ・いじめの有無の確認と対応協議 ・子どもを語る会 ・要支援児童及び欠席しがちな児童への対応協議 	<p>いじめ対応チーム会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2学期の総括と冬季休業中の取組 ・子どもを語る会 ・要支援児童及び欠席しがちな児童への対応協議 ・情報モラル授業 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもを語る会 ・生活指導委員会 ・要支援児童及び欠席しがちな児童への対応協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活指導委員会 ・いじめの有無の確認と対応協議 ・子どもを語る会 ・要支援児童及び欠席しがちな児童への対応協議 	<p>学校評議員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校評価をもとに協議 <p>いじめ対応チーム会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本年度の総括と来年度に向けての課題を協議 ・子どもを語る会
取組 未然防止に向けた	<ul style="list-style-type: none"> ・学級づくり ・人間関係づくり ・香呂っ子タイム ・香呂っ子集会 ・読み聞かせ ・スクールカウンセラーによる教育相談日設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権講演会 ・人間関係づくり ・香呂っ子タイム ・香呂っ子集会 ・読み聞かせ ・スクールカウンセラーによる教育相談日設定 ・全校集会 	<ul style="list-style-type: none"> ・香呂っ子タイム ・香呂っ子集会 ・読み聞かせ ・スクールカウンセラーによる教育相談日設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・香呂っ子タイム ・香呂っ子集会 ・読み聞かせ ・スクールカウンセラーによる教育相談日設定 ・ライフスキル教育 	<ul style="list-style-type: none"> ・香呂っ子タイム ・香呂っ子集会 ・読み聞かせ ・スクールカウンセラーによる教育相談日設定 ・全校集会 	<ul style="list-style-type: none"> ・香呂っ子タイム ・香呂っ子集会 ・読み聞かせ ・スクールカウンセラーによる教育相談日設定 ・全校集会
取組 早期発見に向けた	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーによる教育相談（火曜日） 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめに関するアンケート調査 ・アンケートに基づく個人面談 ・スクールカウンセラーによる教育相談（火曜日） 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者個別懇談 ・スクールカウンセラーによる教育相談（火曜日） 	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーによる教育相談（火曜日） 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめに関するアンケート調査 ・アンケートに基づく個人面談 ・学級懇談会 ・スクールカウンセラーによる教育相談（火曜日） 	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーによる教育相談（火曜日）

組織的対応



関係機関

- ・ 姫路市教委学校指導課生徒指導係
079 - 221 - 2771
- ・ 姫路警察署 079 - 222 - 0110
- ・ 姫路少年サポートセンター
079 - 285 - 4668
- ・ 子ども家庭センター
079 - 297 - 1261
- ・ 県警本部サイバー犯罪対策課
078 - 341 - 7441
- ・ 校区の保護司
- ・ 校区の主任児童委員

〈留意点〉

- 1 いじめを行った児童といじめを受けた児童という立場にかかわらず、児童一人一人の人権は等しく尊重されるべきものであるという観点に立ち、情報等の守秘義務を徹底すること。情報を提供する際は、市教委等関係機関と密接に連携し、慎重かつ適切に対応しなければならない。
- 2 事案によってマスコミへの対応が必要になった場合は、管理職が誠意をもって対応し、情報の提供機会や提供場所を一本化するなど、公正、公平に対応しなければならない。
- 3 いじめ対策の記録を時系列で残す。事情聴取をする際は、必ず複数で行い、一名は記録係とする。